

【介護老人保健施設・介護医療院】

室料相当額控除（令和7年8月～） について

2025.3.21

香川県長寿社会対策課施設サービスグループ



4.(1)⑨ 多床室の室料負担

概要

【短期入所療養介護★、介護老人保健施設、介護医療院】

- 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院について、新たに室料負担（月額8千円相当）を導入する。【告示改正】

単位数

【短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院】

<現行>

なし



<改定後>

該当する施設の多床室について、室料相当額控除として▲26単位/日（新設）
該当する施設の多床室における基準費用額（居住費）について+260円/日（新設）

算定要件等

- 以下の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る。）の入所者について、基本報酬から室料相当額を控除し、利用者負担を求めることとする。（新設）
 - ・ 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室
 - ・ 「Ⅱ型」の介護医療院の多床室
- ただし、基準費用額（居住費）を増額することで、利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。



※厚生労働省老健局資料「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」より抜粋

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和7年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- **標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額**を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者	利用者負担段階	主な対象者 ※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。		預貯金額（夫婦の場合）（※）
	第1段階	・生活保護受給者		要件なし
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
	第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
	第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
	第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院 （室料を徴収する場合）	697円（2.1万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等 （室料を徴収しない場合）	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室的多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

※厚生労働省老健局資料「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」より抜粋

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

施設・サービス種別	基準
短期入所療養介護 ※3の(13)	介護老人保健施設が行う短期入所療養介護に係る室料相当額の控除については6の(12)を、介護医療院が行う短期入所療養介護に係る室料相当額の控除については8の(16)を準用する。
介護老人保健施設 ※6の(12)	令和7年8月以降、次に掲げる要件に該当する場合、多床室の利用者に係る介護保健施設サービス費について、室料相当額を控除することとする。 ①当該介護老人保健施設の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上であること。なお、療養室に係る床面積の合計については、内法による測定とすること。 ②令和7年8月から令和9年7月までの間は、令和6年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多い、つまり7か月以上であること。 令和9年8月以降は、算定日が属する計画期間の前の計画期間（算定日が計画期間の開始後4月以内の日である場合は、前の計画期間の前の計画期間）の最終年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多いこと。具体的には、令和9年8月から令和12年7月までの間は、令和8年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多い、つまり7か月以上であること。
介護医療院 ※8の(16)	令和7年8月以降、当該介護医療院の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上である場合、多床室の利用者に係るⅡ型介護医療院サービス費及びⅡ型特別介護医療院サービス費について、室料相当額を控除することとする。なお、療養室に係る床面積の合計については、内法による測定とすること。

- ※「計画期間」：市町村において当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の計画期間（介護保険法第147条第2項第1号）
- ※「市町村介護保険事業計画」：三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（介護保険法第107条第1項）



介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能に対する評価

算定要件等					
	超強化型 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	在宅強化型	加算型 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	基本型	その他型 (左記以外)
在宅復帰・在宅療養支援等指標(最高値:90)	70以上	60以上	40以上	20以上	左記の要件を満たさない
退所時指導等	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	
リハビリテーションマネジメント	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	
地域貢献活動	要件あり	要件あり	要件あり	要件なし	
充実したリハ	要件あり	要件あり	要件なし	要件なし	

※社会保障審議会 介護給付費分科会（第234回）資料3「多床室の室料負担（改定の方角性）」より抜粋

【対象月】令和7年8月～令和9年7月

（要件）

【対象年度】令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）

・上記の対象年度に、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、7か月以上であること

【対象月】令和9年8月～令和12年7月

（要件）

【対象年度】令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）

・上記の対象年度に、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は介護保健施設サービス費(Ⅳ)を算定した月が、7か月以上であること

（計画期間）

- ・第9期 令和6年4月～令和9年3月
- ・第10期 令和9年4月～令和12年3月
- ・第11期 令和12年4月～令和15年3月



介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

- ・ 8月以降の体制届に新たな項目が追加されます。（従来型老健、Ⅱ型医療院）
- ・ 8月の算定までに届出の提出が必要となる施設及び提出時期等について、香川県が指定する施設については後日改めて通知します。

（例）介護保健施設サービス（Ⅰ）を算定する場合の体制届（2025/8/1～）

□ 1 介護保健施設（Ⅰ）	□ 1 基本型 □ 2 在宅強化型	夜間勤務条件基準	☐ 1 基準型	☐ 6 減算型	☐ 3 看護職員	☐ 4 介護職員	
		職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし	☐ 2 医師	☐ 5 理学療法士	☐ 6 作業療法士	☐ 7 介護支援専門員
		ユニットケア体制	☐ 1 対応不可	☐ 2 対応可			
		身体拘束廃止取組の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型			
		安全管理体制	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型			
		高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型			
		業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型			
		栄養ケア・マネジメントの実施の有無	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		薬料相当額控除	☐ 1 非該当	☐ 2 該当			
		夜勤職員配置加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		認知症ケア加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		若年性認知症入所者受入加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		在宅復帰・在宅療養支援機能加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ		
		ターミナルケア体制	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		栄養マネジメント強化体制	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		療養食加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		認知症専門ケア加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ		
		認知症チームケア推進加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ		
		リハビリ計画書情報加算	☐ 1 なし	☐ 3 加算Ⅰ	☐ 2 加算Ⅱ		
		褥瘡マネジメント加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		排せつ支援加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		自立支援促進加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		科学的介護推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
		安全対策体制	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	☐ 1 なし	☐ 2 あり					
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	☐ 1 なし	☐ 2 あり					
生産性向上推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ				
サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし	☐ 6 加算Ⅰ	☐ 5 加算Ⅱ	☐ 7 加算Ⅲ			
介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし	☐ 7 加算Ⅰ	☐ 8 加算Ⅱ	☐ 9 加算Ⅲ	☐ A 加算Ⅳ		

